

プリントネット株式会社 定款

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、プリントネット株式会社と称し、英文では PRINTNET INC. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 印刷物のデザイン、制作、製版、印刷、製本
2. 印刷機械及び印刷用紙、インク等の印刷資材、印刷用消耗品の販売
3. インターネットホームページの企画、制作、コンサルティング業務
4. インターネットによる通信販売業務
5. 飲食店の経営
6. 旅館・ホテルその他宿泊施設の経営
7. 調剤薬局（ドラッグストア）の経営
8. シミュレーションゴルフの経営
9. 産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の経営
10. 菓子屋（小売、卸売、ネット販売）の経営
11. 陸上養殖による水産物の生産、加工、販売、輸出入及びそれに付帯する一切の事業
12. 陸上養殖設備、水産関連機器・資材の企画、製造、販売、設置、保守管理およびコンサルティング業務
13. 陸上養殖事業への新規参入支援、事業計画策定支援及び養殖技術の提供・研修に関する業務
14. 小型船舶及び関連機器、マリン用品の輸出入、販売、賃貸、修理、保守管理
15. 遊漁船業及びマリンレジャー・レジャー施設の企画、運営及び管理
16. 古物営業法に基づく古物商
17. 上記に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を鹿児島市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行する株式の総数は、1,750万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招 集)

第11条 当会社の定時株主総会は、事業年度終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

2 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年8月31日とする。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第17条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、7名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

第18条 取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第19条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役社長1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第21条 取締役会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 23 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 24 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 25 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 27 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 28 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 29 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第 30 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会規程)

第 31 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款の他、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 32 条 当会社の事業年度は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までの 1 年間とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 33 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 34 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 8 月 31 日とする。

- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 2 月末日とする。
- 3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第 35 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

附 則

(場所の定めのない株主総会に関する経過措置)

第1条 第12条の変更は、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、
経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として効力を生ずるものとする。
なお、本条は、効力発生日をもって、これを削除する。

(監査役の実任免除に関する経過措置)

第2条 当社は、第38期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

改定履歴

平成 27 年 9 月 24 日	一部改定
平成 27 年 10 月 23 日	一部改定
平成 28 年 1 月 29 日	一部改定
平成 29 年 3 月 21 日	一部改定
平成 29 年 10 月 16 日	一部改定
平成 30 年 1 月 22 日	一部改定
平成 30 年 6 月 20 日	一部改定
令和 3 年 1 月 28 日	一部改定
令和 3 年 11 月 25 日	一部改定
令和 4 年 11 月 24 日	一部改定
令和 5 年 11 月 27 日	一部改定
令和 7 年 11 月 25 日	一部改定

プリントネット株式会社
代表取締役 小田原 洋一